令和９年度 特別支援教育専門研修実施要項

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

１．目的

インクルーシブ教育システムの充実に向け、障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員を対象として、多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における各障害種の教育の中核となる指導者（スクールリーダー）の専門性向上を目的とし、専門的知識及び技術を深め、指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める。

また、特別支援学校教員においては、地域支援の一層の充実を目指し、地域の中核となるようその専門性の向上を図る。

２．受講対象

幼稚園・認定こども園※・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校並びに教育委員会、特別支援教育センター等において受講しようとする専修プログラムが対象とする障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員で、当該障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に立つことが期待される者であること。

※認定こども園からの受講については、教員免許状を有する者を対象とする。

３．受講資格

教職経験年数３年以上であり、かつ、受講しようとする専修プログラムと同じ障害のある幼児児童生徒の教育に関する経験を３年以上有すること。また、当該障害種の教育経験が満たない者については、別途指定する配信講義を事前に視聴することを条件とする。

４．専修プログラム、募集人員、研修期間及び研修時間

(1) 各期の募集人員及び研修期間は下表のとおりである。
各期では、共通講義のほか、各障害教育専修プログラムを実施する。

期	専修プログラム	募集人員※1	研修期間
第一期	視覚障害教育専修プログラム	100名	令和９年５月10日（月） ～ 令和９年７月９日（金） ※集合・宿泊研修期間は ５月31日～６月25日
	聴覚障害教育専修プログラム		
	発達障害・情緒障害教育専修プログラム		
	言語障害教育専修プログラム		
第二期	知的障害教育専修プログラム	100名	令和９年９月27日（月） ～ 令和９年12月１日（水） ※集合・宿泊研修期間は 10月18日～11月12日
	肢体不自由教育専修プログラム		
	病弱教育専修プログラム		
		計200名	

※１　募集人員を超えて推薦があった場合、人数調整することがある。

※２　各期において、４週間の集合・宿泊型の研修形式を取り入れる。

(2) 研修期間において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日は、休日とする。

(3) 研修時間は、８時３０分から１７時１５分までとする。

５．研修内容、実施方法等

(1)　特別支援教育専門研修（以下「専門研修」という。）は、講義、演習、研究協議、実地研修、課題研究から構成する。

Web会議システム（Zoom）を用いて同時双方向通信によるオンラインと集合・宿泊を組み合わせて研修を実施することとし、研修員への受講連絡の際、追って具体的な研修の日程等を通知するものとする。

講義等は、いずれの形式も、午前は９時１５分から１２時１５分、午後は１３時１５分から１６時１５分で実施する予定である。講義時間の前後（８時３０分から９時１５分まで、１６時１５分から１７時１５分まで）については、自主研修の時間とする。

(2)　研修員は、専門研修の事前学習としてインターネットを利用した配信講義視聴による学習を３時間程度行うこと。学習内容及び学習方法等については別途連絡する。

６．研修員の推薦手続

(1)　推薦機関は次のとおりとする。

ア　公立学校の教員及び教育委員会、特別支援教育センター等の教職員については、当該都道府県又は指定都市教育委員会

イ　国立大学附属学校の教員については、当該国立大学の担当部局

ウ　私立学校等の教員については、当該都道府県知事部局

(2)　推薦機関は、研修員候補者を選定し、様式１及び様式２により当研究所の理事長（以下「理事長」という。）に推薦すること。

(3)　推薦期限は、令和９年１月１４日（木）とする。

７．研修員の決定

理事長は、推薦のあった者の中から研修員を決定し、２月上旬を目処にその結果を推薦者に通知する。

８．研修に関する事前提出物

(1)　研修員は、研修員調書を作成し、推薦機関を通じて当研究所に提出すること。

(2)　研修員及び推薦機関は、専門研修修了後の研修成果をより一層活用する観点から、研修成果の活用等に関する事前計画書を作成し、推薦機関を通じて当研究所に提出すること。

(3)　研修員は、専門研修受講前に当研究所が指定した内容に関する事前レポートを作成し、当研究所に提出すること。

なお、(1)～(3)の様式及び提出期限等については別途連絡する。

９．研修レポートの提出

研修員は、専門研修修了時に研修成果をまとめた研修レポートを作成し、理事長に提出すること。作成方法及び提出期限等については別途連絡する。

10．修了証書の授与

専門研修の所定の研修修了要件を満たした者に修了証書を授与する。

11．研修に要する経費

受講料は徴収しない。宿泊料その他所要経費については別紙参照のこと（集合・宿泊研修の期間中、研修員は、原則として当研究所の研修員宿泊棟に宿泊すること）。

12. 免許法認定講習

専門研修においては、各専修プログラムに教育職員免許法施行規則に基づく免許法認定講習を併せて開設する予定である。履修方法等については別途連絡する。

各専修プログラムで修得できる単位は、下表のとおりである。

専修プログラム名	修得可能な単位（予定）
視覚障害教育専修プログラム	特別支援学校教諭（視覚障害者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位　計７単位
聴覚障害教育専修プログラム	特別支援学校教諭（聴覚障害者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位　計７単位
発達障害・情緒障害教育専修プログラム	特別支援学校教諭（知的障害者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位のうち、 教育職員免許法施行規則第７条の表第１欄及び第３欄 に属する科目の単位　計３単位
言語障害教育専修プログラム	
知的障害教育専修プログラム	特別支援学校教諭（知的障害者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位　計６単位
肢体不自由教育専修プログラム	特別支援学校教諭（肢体不自由者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位　計６単位
病弱教育専修プログラム	特別支援学校教諭（病弱者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位　計６単位

13. 研修の中止等

推薦機関は、専門研修の実施に先立って研修派遣を取り止める場合又は専門研修期間中に研修員の派遣を中止若しくは中断する場合は、その理由を付した書面を速やかに理事長に届け出て承認を得ること。

14. その他

(1)　研修員が本研修に専念できるよう、推薦者には適切な受講環境及び研修時間の確保等、特段の配慮をお願いする。

(2)　研修員の休暇については、次の場合に限り認める。所属校の業務及び行事のために休暇を取ることはできないため留意すること。

・本人又は家族の病気・事故、忌引
・父母の法事
・配偶者の出産
・その他理事長がやむをえないと認めた場合

(3)　本研修では、Web会議システム（Zoom）を用いて同時双方向通信を行う。受講に当たっては、安定したインターネット通信環境を確保する他、相互に音声・映像をやりとりする協議等ができるよう、音声マイク・Webカメラ等の必要機器を備えた端末を、一人１台準備すること。

また、研修中は、オンラインストレージサービス（Microsoft365）を利用できる環境を整えることが望ましい。なお、Microsoftアカウントは当研究所より発行したものを利用する。

(4)　研修成果のより一層の還元を目的として、研修修了翌年度（１～２月を予定）に、アンケート調査及びオンラインによるフォローアップ研修（１日間）を実施する。また、１年後を目途として、教育委員会等派遣元に対してアンケート調査等を実施する予定である。

(5)　この要項に定めるもののほか、特別支援教育専門研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別紙

令和９年度特別支援教育専門研修期間中に要する経費

令和９年度の専門研修は、オンライン研修と４週間の集合・宿泊研修を組み合わせて実施する予定です。集合・宿泊研修の期間中、研修員は、原則として当研究所の研修員宿泊施設に宿泊することとなります。受講料は徴収しませんが、以下の経費を要します。

１．研修員宿泊棟宿泊料

１泊当たり１，８００円（※各期専門研修　２５泊　４５，０００円）

＊宿泊料には、光熱水料等相当額、寝具リース・クリーニング代を含みます。
＊生活用品（石けん、タオル等）は各自負担となります。
＊宿泊料は、予め金融機関振込によるものとし、受講決定者におって連絡します。
＊原則として既納の宿泊料は返還できません。

【研修員宿泊棟居室概要】

＊全室ユニットバス・トイレ・エアコン付きの個室です。
＊机、椅子、ベッド（衣類整理箱付き）、ロッカー、電気スタンド、冷蔵庫を備え付けています。
＊無線ＬＡＮが利用可能です。
＊共用スペースには、洗濯機、衣類乾燥機、掃除機、電子レンジ、アイロン等を備え付けています。

２．食事代

当研究所の構内に研修受講者のための研修員食堂を委託しており、集合・宿泊研修開始時に、最初の１週間（５日間分、土・日・祝日を除く）の食券を購入していただく予定です。以降の利用に当たっても、予約制により食券を購入いただきます。なお、研修員宿泊棟内での自炊は禁止しています。

【研修員食堂定食料金（令和８年１１月現在）】

朝食４００円、昼食５５０円、夕食６５０円

今後、新料金へ改定の可能性があります。ご了承ください。

３．実地研修旅費及び教材費（実費）

研修プログラムとして、日帰りで１～２箇所の実地研修を検討しており、現地までの旅費が発生する可能性があります。また、講義等では、研修員に教材費（実費）をご負担いただく場合があります。